

京都市上下水道局告示第2号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

右京区梅津糺原町16

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

山科区

東野八反畑町の一部、西野榎本町の一部

大塚檀ノ浦の一部

大宅御所田町、大宅古海道町、大宅中小路町、大宅五反畑町、大宅鳥井脇町、大宅山田の一部、大宅奥山田、大宅御所山、大宅岩屋殿、柳辻封シ川町の一部、柳辻西浦町の一部

川田前畑町、川田南畑町、川田西浦町の一部、川田御輿塚町、川田中畑町、川田菱尾田、川田欠ノ上、勧修寺東栗栖野町の一部、勧修寺西栗栖野町の一部、勧修寺東金ヶ崎町、勧修寺西金ヶ崎、西野山中臣町の一部、西野山南畑町、西野山中畑町、西野後藤

東野北井ノ上町の一部, 東野中井ノ上町の一部, 東野南井ノ上町の一部

日ノ岡鴨土町の一部, 日ノ岡坂脇町, 日ノ岡ホッパラ町の一部, 日ノ岡石塚町の一部, 日ノ岡堤谷町の一部, 御陵鴨戸町の一部, 御陵岡ノ西町の一部, 御陵原西町の一部, 御陵下御廟野町, 御陵上御廟野町の一部, 御陵久保町の一部, 御陵岡町, 御陵血洗町の一部, 北花山河原町の一部, 北花山六反田町, 北花山寺内町, 北花山市田町の一部, 北花山西ノ野町, 北花山山田町, 北花山大峰町の一部, 北花山横田町, 北花山大林町の一部, 北花山中道町の一部

大塚森町, 大塚西浦町の一部

上花山講田町, 上花山花ノ岡町の一部

#### 北区

上賀茂荒草町の一部, 上賀茂神田町の一部, 上賀茂松本町の一部, 上賀茂桜井町の一部, 上賀茂岩ヶ垣内町の一部, 上賀茂今井河原町, 上賀茂藪田町の一部, 上賀茂高繩手町, 上賀茂石計町

大宮薬師山東町の一部, 大宮西総門口町, 西賀茂神光院町, 西賀茂角社町, 西賀茂鎮守菴町, 西賀茂大道口町, 西賀茂坊ノ後町, 大宮北山ノ前町, 大宮西山ノ前町の一部

平野上柳町, 平野東柳町, 衣笠大祓町, 平野宮北町, 平野宮西町, 平野上八丁柳町, 平野八丁柳町, 平野宮本町, 平野鳥居前町の一部, 平野桜木町の一部, 北野紅梅町の一部, 小松原北町の一部, 大北山原谷乾町の一部, 衣笠衣笠山町

大將軍坂田町, 大將軍東鷹司町の一部, 大將軍西鷹司町

紫野上野町, 紫野泉堂町の一部, 紫野西泉堂町, 紫竹西野山町の一部, 紫野今宮町, 紫野東蓮台野町, 紫野西蓮台野町, 紫野大徳寺町の一部, 紫竹西高繩町の一部

紫野下石竜町の一部, 紫野上門前町の一部, 紫野下門前町, 紫野門前町, 紫野雲林院町の一部

上京区

末広町，佐竹町，南佐竹町，若松町，末之口町の一部，滝ヶ鼻町，柏清盛町，風呂屋町，溝前町，東今小路町，西今小路町，南上善寺町，西上善寺町，真盛町，笹屋町四丁目，笹屋町五丁目，大文字町，烏丸町，三条殿町，西今出川町，一観音町，玉屋町

有馬町の一部

#### 4 委託の期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)